

## りそな年金研究所

## 企業年金ノート

【本題】DC 拠出限度額が 2024 年 12 月 1 日付で改正施行されることに伴う対応について ..... P1  
 【コラム】DB 制度の財政均衡の仕組み～当年度剰余金はいつ発生するか～ ..... P7

## DC 拠出限度額が 2024 年 12 月 1 日付で改正施行されることに伴う対応について

## 1. はじめに

確定拠出年金（以下「DC」）の拠出限度額については、企業型年金（以下「企業型DC」）に係るものがDC法第 20 条に、個人型年金（以下「iDeCo」）に係るものがDC法第 69 条に、それぞれ定められていますが、具体的な金額は「政令で定める」とされています。

ここでいう政令とは、企業型DCについてはDC法施行令第 11 条、iDeCo についてはDC法施行令第 36 条なのですが、これらの条項は過去に何度か改正されています。過去のDCの拠出限度額の変遷については、「企業年金ノート 2021 年 5 月号(No.637)」で解説していますので、ご参照願います。

また、DC法施行令第 11 条および第 36 条については、2024（令和 6）年 12 月 1 日を改正施行日とする政令<sup>(※1)</sup>が既に公布されていて、2024（令和 6）年 12 月 1 日以降、拠出限度額が変更されます。

(※1) 2024（令和 6）年 9 月 1 日公布の「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」（政令第 244 号）

中でも、iDeCo の拠出限度額の定めについては、国民年金の被保険者区分や第 2 号被保険者（会社員等）の企業年金の加入状況などによって異なります。具体的には、次の<図表 1>の通りです。

&lt;図表 1&gt; iDeCo の拠出限度額

時期	第 1 号被保険者 (自営業者等)	第 2 号被保険者 (会社員等)				第 2 号被保険者 (公務員等)	第 3 号被保険者 (専業主婦(夫)等)
		企業年金加入状況					
		非加入	企業型 DC のみ	企業型 DC/DB 等	DB 等のみ		
～2024/11	月 68,000 円 (※ 1)	月 23,000 円 (※ 2)	月 20,000 円 (※ 3)	月 12,000 円 (※ 4)	月 12,000 円	月 12,000 円	月 23,000 円
2024/12～				月 20,000 円 (※ 5)	月 20,000 円 (※ 6)	月 20,000 円 (※ 7)	

(※ 1) 国民年金基金や付加年金に加入の場合は、国民年金基金への掛金や付加保険料との合算額

(※ 2) 労使合意で「iDeCo+」(中小事業主掛金納付制度) 導入済の場合は、中小事業主掛金との合算額

(※ 3) 企業型DCの事業主掛金額が「35,000 円」超の場合は、「55,000 円から事業主掛金額を控除した額」

(※ 4) 企業型DCの事業主掛金額が「15,500 円」超の場合は、「27,500 円から事業主掛金額を控除した額」

(※ 5) 企業型DCの事業主掛金額とDB等に係る他制度掛金相当額の合算額が「35,000 円」超の場合は、「55,000 円から事業主掛金額とDB等に係る他制度掛金相当額の合算額を控除した額」

(※ 6) DB等に係る他制度掛金相当額が「35,000 円」超の場合は、「55,000 円からDB等に係る他制度掛金相当額を控除した額」

(※ 7) 法令上は、共済に係る他制度掛金相当額が「35,000 円」超の場合は、「55,000 円から共済に係る他制度掛金相当額を控除した額」であるが、2024/12 時点の他制度掛金相当額は「35,000 円」以下(国家公務員共済と地方公務員共済は「8,000 円」、私学共済は「7,000 円」、石炭鉱業年金基金は「9,000 円」)であるため、iDeCo の拠出限度額は「月 20,000 円」である。ただし、私学共済の加入者であって、事業主が企業型DCを実施している場合は、企業型DCの事業主掛金額と私学共済に係る他制度掛金相当額(2024/12/1 時点で「7,000 円」)の合算額が「35,000 円」超の場合は、「55,000 円から企業型DC事業主の掛金額と共済に係る他制度掛金相当額の合算額を控除した額」

## 2. DC拠出限度額の改正に伴い必要となる新たな対応

2024（令和6）年12月1日付でDC拠出限度額が変更となることに伴い、iDeCoに新規加入する際の手続きやiDeCoの既加入者が行うべき各種の手続きの一部が変更となるだけでなく、企業型DCを実施する事業主や規約型の確定給付企業年金（以下「規約型DB」）を実施する事業主、企業年金基金などが行うべき各種の手続きなども一部が変更となり、これまでの対応とは異なる対応が必要となります。

これまでに公布、発出されている法令や通知などで明確になっている事項をもとに、立場ごとに必要となる対応について、説明いたします。なお、国民年金の第1号被保険者（自営業者等）や第3号被保険者（専業主婦（夫）等）については、2024（令和6）年12月1日を改正施行日とする法令改正による影響はありませんので、ここでは国民年金の第2号被保険者（会社員等）に絞った説明とします。

### （1）新たにiDeCoの加入者となる者に求められる対応

国民年金の第2号被保険者（会社員等）がiDeCoに加入するときは、現在は国民年金基金連合会あての申込書に自身が雇用されている事業主の証明書（DBや企業型DCの加入者等であるか否かの証明書）を添付して提出することが必要なのですが、確定拠出年金法施行規則の改正（※2）によりこれが不要となり、その代替措置として、iDeCoに加入しようとする者本人が国民年金基金連合会あての申込書に「DBや企業型DCの加入者であるか否か」を記載（※3）することが必要となります。

（※2 2022（令和4）年1月21日公布の「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」（厚生労働省令第13号）により、DC法施行規則第39条第2項の一部と第45条第3項が削られたことによるもの）

（※3 具体的には、国民年金基金連合会制定の書式である「iDeCo（個人型年金）加入申込書」の「6. 現在のお勤め先（事業所情報）」の欄に、国民年金基金連合会所定のコード（※4）を加入申出者本人が記入することが必要となります。）

（※4 企業年金制度に加入していない場合のコードは「00」、企業型DCに加入している場合のコードは「01」、DB等の確定給付型の企業年金に加入している場合のコードは「02」など、国民年金基金連合会が定めているコードのことです。）

また、この「DBや企業型DCの加入者であるか否か」についての記載内容が間違っていた場合、希望通りの掛金額を拠出できなくなってしまうたり、iDeCoに加入できないといった事態になる可能性もありますので、自身が加入している企業年金に関する情報を正しく認識しておくことが、今までも増して重要なこととなります。これは、共済組合等に加入している公務員等にも同様のことです。

### （2）既にiDeCoの加入者である者に求められる対応

2024（令和6）年12月1日を改正施行日とする法令改正（DC拠出限度額の変更）とは無関係に、iDeCoの加入者本人の意思で、iDeCoの掛金額を法令に基づく拠出限度額の範囲内で変更することは可能です。この場合、iDeCoの加入者は国民年金基金連合会あてに所定の様式を使用して申し出ることが必要となっています。

また、企業型DCの加入者であり、iDeCoの加入者でもある者については、企業型DCの事業主掛金額が変更された場合はiDeCoの拠出限度額も変更となることから、iDeCoの掛金額を変更することが必要となる場合があります。こういった場合、企業型DCの事業主掛金額が増額されることに伴い、iDeCoの拠出限度額が減額となることにより、それまで拠出していたiDeCoの掛金額を減額せざるを得ない場合や拠出を停止せざるを得ない場合は、国民年金基金連合会からiDeCoの加入者本人あてに、その旨を記載した書面が郵送され、iDeCoの掛金額が自動調整（減額や停止）されることとなりますので、iDeCoの加入者本人の手続きは不要です。逆に、企業型DCの事業主掛金額が減額となる場合で、iDeCoの拠出限度額が実際に拠出している額を上回る場合には、iDeCoの掛金額は自動調整（増額）されることはなく、iDeCoの掛金額を増額したい場合は、iDeCoの加入者本人が国民年金基金連合会所定の様式でiDeCoの掛金額の増額手続きを実施することが必要となります。

なお、iDeCoの加入者が新たに企業年金の加入者となる場合や企業年金の加入者資格を喪失した場合にも、iDeCoの拠出限度額が変動することとなりますので、iDeCoの掛金額の変更手続きをすることも必要となります。

このように、2024（令和6）年11月までは、新たに企業年金（DBや企業型DC）の加入者の資格の取得または喪失に該当する以外は、iDeCoの加入者が拠出している掛金額を変更することが必要となるのは、加入中の企業型DCの事業主掛金が増額となった場合に限られていましたが、2024（令和6）年12月以降は、加入中のDBに係る他制度掛金相当額が変動する場合にも、iDeCoの掛金額を変更することが必要となる場合が生じることとなります。

特に、2024（令和6）年12月1日付で「DBに係る他制度掛金相当額」の概念が導入されることに伴い、「企業型DCの事業主掛金額」および「iDeCoの掛金額」の両方の拠出限度額に関する考え方が変更となりますので、2024（令和6）年11月現在、iDeCoの加入者が拠出している掛金額はその影響を受ける場合が多く発生することとなります。加入している企業年金の制度の種類などに応じて影響が異なりますので、いくつかの例に分けて考えていくこととします。

### ① DBの加入者（企業型DCの加入者ではない者）であり、iDeCoの加入者である者の対応

当該者が加入しているDBに係る他制度掛金相当額によって、対応が異なることとなります。具体的には、次の＜図表2＞に掲げる通りです。

＜図表2＞DBの加入者に係るiDeCoの掛金額への影響と対応例

整理番号	DBに係る他制度掛金相当額	iDeCo加入者の掛金額への影響と対応例
①-1	35,000円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCoの拠出限度額は「月12,000円」から「月20,000円」に増額となる。</li> <li>iDeCoの掛金額を増額したい場合は、iDeCoの加入者自らが国民年金基金連合会に申し出ることが必要となる。</li> </ul>
①-2	35,000円超 43,000円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCoの拠出限度額は「月12,000円」から「月あたり、55,000円からDBに係る他制度掛金相当額を控除した額」に増額となる。</li> <li>iDeCoの掛金額を増額したい場合は、iDeCoの加入者自らが国民年金基金連合会に申し出ることが必要となる。</li> </ul>
①-3	43,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCoの拠出限度額は「月12,000円」のまま変動なし。</li> </ul>
①-4	43,000円超 50,000円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCoの拠出限度額は「月12,000円」から「月あたり、55,000円からDBに係る他制度掛金相当額を控除した額」に減額となる。</li> <li>iDeCoの掛金額が拠出限度額を上回っている場合は、国民年金基金連合会からiDeCo加入者本人のその旨が通知され、毎月のiDeCoの掛金額が自動調整（iDeCoの拠出限度額まで減額）されるので、iDeCo加入者本人の手続きは不要。なお、その後、DBに係る他制度掛金相当額が減額となり、iDeCoの掛金額が拠出限度額を下回った状態となっても自動調整（iDeCoの拠出限度額まで増額）はされないため、iDeCoの掛金額を増額したい場合は、iDeCoの加入者自らが国民年金基金連合会に申し出ることが必要となる。</li> </ul>
①-5	50,000円超	<ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCoの拠出限度額は「月12,000円」から「月あたり、55,000円からDBに係る他制度掛金相当額を控除した額」に変更されるが、この額は、iDeCoの最低拠出額である「月5,000円」を下回っているため、iDeCoに掛金を拠出することができなくなる。該当者には、国民年金基金連合会からその旨が通知され、iDeCoの掛金額は自動的に停止される。</li> <li>この場合、iDeCoの運用指図者となってそれまでのiDeCoの個人別管理資産の運用を続けることも可能であるが、2024（令和6）年12月1日付で改正施行されるDC法施行令第34条の2第2号に該当することからiDeCoの脱退一時金として受給することも可能となる。iDeCoの脱退一時金を受給する場合は、裁定請求書に、2024（令和6）年12月1日付で改正施行されるDC法施行規則第70条第2項第3号の定めに基づき事業主の証明書を添付して提出することが必要となる。</li> </ul>

### ② DBおよび企業型DCの加入者であり、iDeCoの加入者である者の対応

当該者が加入しているDBに係る他制度掛金相当額および当該者に係る企業型DCの事業主掛金額の合計額によって、対応が異なることとなります。具体的には、次の＜図表3＞に掲げる通りです。

＜図表3＞DBおよび企業型DCの加入者に係る iDeCo の掛金額への影響と対応例

整理番号	DBに係る他制度掛金相当額および企業型DCの事業主掛金額の合計額	iDeCo 加入者の掛金額への影響と対応例
②-1	35,000 円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCo の拠出限度額は「月 12,000 円」から「月 20,000 円」に増額となる。</li> <li>iDeCo の掛金額を増額したい場合は、iDeCo の加入者自らが国民年金基金連合会に申し出ることが必要となる。</li> </ul>
②-2	35,000 円超 43,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCo の拠出限度額は「月 12,000 円」から「月あたり、55,000 円からDBに係る他制度掛金相当額および企業型DCの事業主掛金額を合算した額を控除した額」に増額となる。</li> <li>iDeCo の掛金額を増額したい場合は、iDeCo の加入者自らが国民年金基金連合会に申し出ることが必要となる。</li> </ul>
②-3	43,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCo の拠出限度額は「月 12,000 円」のまま変動なし。</li> </ul>
②-4	43,000 円超 50,000 円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCo の拠出限度額は「月 12,000 円」から「月あたり、55,000 円からDBに係る他制度掛金相当額および企業型DCの事業主掛金額を合算した額を控除した額」に減額となる。</li> <li>iDeCo の掛金額が拠出限度額を上回っている場合は、国民年金基金連合会から iDeCo 加入者本人のその旨が通知され、毎月の iDeCo の掛金額が自動調整（iDeCo の拠出限度額まで減額）されるので、iDeCo 加入者本人の手続きは不要。なお、その後、DBに係る他制度掛金相当額が減額となり、iDeCo の掛金額が拠出限度額を下回った状態となっても自動調整（iDeCo の拠出限度額まで増額）はされないため、iDeCo の掛金額を増額したい場合は、iDeCo の加入者自らが国民年金基金連合会に申し出ることが必要となる。</li> </ul>
②-5	50,000 円超	<ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCo の拠出限度額は「月 12,000 円」から「月あたり、55,000 円からDBに係る他制度掛金相当額および企業型DCの事業主掛金額を合算した額を控除した額」に変更されるが、この額は、iDeCo の最低拠出額である「月 5,000 円」を下回っているため、iDeCo に掛金を拠出することができなくなる。該当者には、国民年金基金連合会からその旨が通知され、iDeCo の掛金額は自動的に停止される。</li> <li>この場合、iDeCo の運用指図者となってそれまでの iDeCo の個人別管理資産の運用を続けることも可能であるが、2024（令和6）年12月1日付で改正施行されるDC法施行令第34条の2第2号に該当することから iDeCo の脱退一時金として受給することも可能となる。iDeCo の脱退一時金を受給する場合は、裁定請求書に、2024（令和6）年12月1日付で改正施行されるDC法施行規則第70条第2項第3号の定めに基づき事業主の証明書を添付して提出することが必要となる。</li> </ul>

③ 企業型DCの加入者（DBの加入者ではない者）であり、iDeCo の加入者である者の対応

これに該当する者の iDeCo の拠出限度額は、2024（令和6）年12月1日を改正施行日とする法令改正による変更はなく、「月 20,000 円」のままです。これまでと同様です。

加入している企業型DCの事業主掛金額が変動することにより、iDeCo の拠出限度額が変動しますので、企業型DCの事業主掛金額が増額となったことにより iDeCo の掛金額が iDeCo の拠出限度額を上回っている場合には、国民年金基金連合会から iDeCo 加入者本人のその旨が通知され、毎月の iDeCo の掛金額が自動調整（iDeCo の拠出限度額まで減額）されることとなりますので、iDeCo 加入者本人の手続きは不要です。なお、その後、企業型DCの事業主掛金が減額となり、iDeCo の掛金額が拠出限度額を下回った状態となっても自動調整（iDeCo の拠出限度額まで増額）はされないため、iDeCo の掛金額を増額したい場合は、iDeCo の加入者自らが国民年金基金連合会に申し出ることが必要となります。

④ 企業年金の加入者でない場合の iDeCo の加入者である者の対応

これに該当する者の iDeCo の拠出限度額は、2024（令和6）年12月1日を改正施行日とする法令改正による変更はなく、「月 23,000 円」のままです。これまでと同様です。

企業年金に加入していないため、DBに係る他制度掛金額や企業型DCの事業主掛金額が変動することはありませんので、毎月の iDeCo の掛金額が自動調整されることもありません。

### ⑤ 新たに企業年金の加入者となる場合の iDeCo の加入者である者の対応

これに該当する者は、国民年金基金連合会に対して、新たに企業年金の加入者となったことを申し出ることが必要となります。

また、新たに企業年金の加入者となることにより、iDeCo の拠出限度額が変更（「月 23,000 円」から最大で「月 20,000 円」への減額）となりますが、①—4 や ②—4 と同様に、国民年金基金連合会からの通知により自動調整（iDeCo の掛金額の減額）されることとなります。

### ⑥ 企業年金の加入者の資格を喪失する場合の iDeCo の加入者である者の対応

これに該当する者は、国民年金基金連合会に対して、企業年金の加入者の資格を喪失したことを申し出ることが必要となります。

また、企業年金の加入者の資格を喪失したことにより、iDeCo の拠出限度額が変更（最大で「月 20,000 円」から「月 23,000 円」への増額）となりますが、①—4 や ②—4 のなお書と同様に、国民年金基金連合会からの通知により自動調整（iDeCo の掛金額の増額）はされませんので、iDeCo の掛金額を増額したい場合は、iDeCo の加入者自らが国民年金基金連合会に申し出ることが必要となります。

## （3）企業型 DC の加入者である者に求められる対応

iDeCo の拠出限度額が変更となることに伴い、企業型 DC の加入者に求められる対応は、ほぼありません。ただし、企業型 DC の加入者である者が同時に 2 以上の事業所に使用される者であって、企業型 DC を実施している事業主以外の事業主が実施する DB 制度の加入者である場合は、2022 年（令和 4 年）10 月 1 日から義務づけられている「氏名、性別、住所、生年月日、DB 制度を実施している事業主の名称および住所、当該 DB 制度への加入年月日」などを記載した申出書を企業型 DC 実施の事業主に提出する義務に加え、2024（令和 6）年 12 月 1 日以降は「自らが加入している DB 制度の他制度掛金相当額」を記載した申出書を企業型 DC 実施の事業主に提出することが必要となります。これは、当該 DB 制度の他制度掛金相当額が変更になった場合も同様です（2024（令和 6）年 12 月 1 日改正後の確定拠出年金法施行規則第 12 条の 2 第 1 項第 4 号）。

## （4）企業型 DC 実施の事業主に求められる対応

企業型 DC 実施の事業主は、記録関連運営管理機関に対して、自らが実施する企業型 DC の加入者に関する「性別や生年月日、基礎年金番号、DB 制度の加入者であるか否かなど」を通知することとなっていますが、2024（令和 6）年 12 月 1 日以降は、これらに加え、当該企業型 DC の加入者が同時に DB 制度の加入者である場合は「当該 DB 制度に適用される他制度掛金相当額（同時に 2 以上の DB 制度に加入している場合は当該 2 以上の DB 制度に適用されている他制度掛金相当額を合算した額）」も通知することが必要となります。DB に係る他制度掛金相当額が変更になった場合も同様です（2024（令和 6）年 12 月 1 日改正後の確定拠出年金法施行規則第 10 条第 1 項第 2 号）。

また、企業型 DC に係る事業主掛金の拠出限度額に関する経過措置（※5）の適用を受ける場合やその適用が終了することとなる場合、企業型 DC を実施の事業主は、企業型 DC の規約にその旨を定めることが必要となっていますが、経過措置の適用を受ける場合の企業型 DC 規約の変更手続きは「届出不要」で、経過措置の適用を終了する場合の企業型 DC 規約の変更手続きは「承認申請」が必要となります。

（※5）2021（令和 3）年 9 月 1 日公布の「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 244 号）附則第 2 項の「厚生労働省令で定める場合」として、2022 年（令和 4 年）1 月 21 日に公布の「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 13 号）附則第 2 条に定められた経過措置のことです。」

さらに、企業型DC実施の事業主には、2022（令和4）年1月21日付の通知（※6）に基づき、企業型DCの加入者に対して、iDeCoの拠出限度額などについて、必要に応じて周知することが求められています。上述の「（1）新たにiDeCoの加入者となる者に求められる対応」や「（2）既にiDeCoの加入者である者に求められる対応」、「（3）企業型DCの加入者である者に求められる対応」に記載の内容なども含めて周知することが望まれます。

（※6 「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（通知）」（令和3年9月27日（年企発0927第3号の【一部改正】令和4年1月21日年企発0121第1号）のことで。）

#### （5）I型のDB（企業年金基金および規約型DB実施の事業主）に求められる対応

I型のDB（加入者に関する情報の管理に関する業務をDB法第93条に規定する法人（いわゆる総幹事受託機関）に委託せず、当該管理業務を自らが行うDB）は、毎月末日現在におけるDB加入者に関する情報（基礎年金番号、性別、生年月日、DB実施事業所・事業主の名称、DBに係る他制度掛金相当額）を当該月翌月末日までに企業年金連合会経由で国民年金基金連合会へ通知しなければなりません（2024年（令和6年）12月1日改正後の確定拠出年金法施行規則第61条の2第3項、第4項）。

なお、II型のDB（加入者に関する情報の管理に関する業務を総幹事受託機関に委託している基金）にも、これと同様の対応が求められることとなりますが、国民年金基金連合会への通知は総幹事受託機関が実施することとなっていますので、同期限までに総幹事受託機関に通知することが必要です。

#### （6）企業年金基金に求められる対応

企業年金基金は、2024年（令和6年）12月1日以降の日を改正施行日とする基金規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主に対し、遅滞なく、当該変更の内容および規約変更日に関する情報の提供を行わなければなりません（2024年（令和6年）12月1日改正施行後の確定給付企業年金法施行規則第85条の3第2項）。

これに付随して、実施事業所が企業型DCを実施している場合であって、企業年金基金規約の変更により、企業型DCに係る事業主掛金の拠出限度額に関する経過措置（（4）の※5）の適用が終了することとなる場合には、当該事業所の企業型DCの規約番号や当該経過措置の適用状況などを、当該基金規約変更認可申請書（※7）に添付して提出することが必要（※8）とされ、そのような事項の概要をまとめた一覧表や該当事業所からの申立書などの添付も必要（※9）とされました。これらの「申立書」や「一覧表」のひながたや仕様は、2024（令和6）年9月10日付の事務連絡（※10）に添付されています。この事務連絡の全文は2024年9月12日付のりそな年金トピックスとして案内していますので、ご参照ください。

（※7 または届出書（届出であっても当該経過措置の適用が終了する場合は2ヶ月前（（4）の※6の通知により新設された「確定給付企業年金規約の承認及び認可の基準等について」3の（2）のただし書）

（※8 （4）の※6の通知により新設された「確定給付企業年金規約の承認及び認可の基準等について」3の（6）

（※9 （4）の※6の通知に添付の「企業型確定拠出年金の拠出限度額に係る経過措置に関するQ&A」の番号「16」

（※10 正式名称は「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令附則第二項の経過措置の適用状況を管理するための確定給付企業年金に関する承認申請等に係る事務処理について」

#### （7）企業年金基金の実施事業所の事業主に求められる対応

企業年金基金の実施事業所の事業主は、従来より、その使用する者が基金の加入者の資格を取得したときや喪失したときに基金に当該事実を届出しなければならないとされており、その期限は当該資格取得または喪失の日から30日以内でしたが、これを、当該資格取得または喪失の日から30日以内または当該資格を取得または喪失した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までに変更されます（2024年（令和6年）12月1日改正後の確定給付企業年金法施行規則第22条）。

また、企業年金基金の実施事業所の事業主は、「（2）既にiDeCoの加入者である者に求められる対応」中の〈図表2〉の①-5欄や〈図表3〉の②-5欄に記載の「事業主の証明書」を発行するという対応が求められることとなります（2024年（令和6年）12月1日改正後の確定拠出年金法施行規則第70条第2項第3号）。

## (8) 規約型 DB 実施の事業主に求められる対応

複数の事業主が共同で DB を実施している場合、その代表事業主は、代表事業主以外の事業主に対して「(6) 企業年金基金に求められる対応」に記載の内容と同様の対応が求められることとなります。

また、規約型 DB 実施の事業主は、「(7) 企業年金基金の実施事業所の事業主に求められる対応」のまた書きに記載の「事業主の証明書」を発行するという対応が求められることとなります。

(りそな年金研究所 出口 衛)

### りそなコラム

#### DB 制度の財政均衡の仕組み ～当年度剰余金はいつ発生するか～

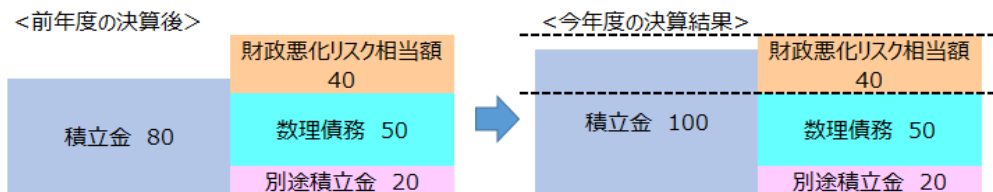
今回のコラムのテーマは、「DB 制度の財政均衡の仕組み」です。とある信託銀行に勤務している担当者「A さん」と、その上司「B 課長」とのやり取りの一部を見てみましょう。

A さん：お客さまに DB 制度の決算結果を説明するのは初めてなのですが、財政均衡や当年度剰余金の計算方法についてきちんと理解できているか不安です。

B 課長：わかった。私が A さんの説明を聞いてみるから、例を使って説明してごらん。

A さん：では、実際に図を使って説明してみます。まずは例 1 の前年度、今年度とも財政均衡の例です。

##### 例 1：財政均衡の例



A さん：DB 制度では、積立金から別途積立金と数理債務を除いた額が財政悪化リスク相当額の範囲内であると、財政が均衡しているとみなされ、剰余金も不足金も発生しない扱いとなっています。

B 課長：そうですね。

A さん：例 1 の<今年度の決算結果>を見ると、財政悪化リスク相当額は 40 ですが、積立金から別途積立金と数理債務を除いた額は 30 であり財政悪化リスク相当額を下回っているため、当年度剰余金も当年度不足金も発生しません。例えば運用が良好でも、財政均衡の範囲を超えるほど積立金が増加しないと、当年度剰余金は発生しないのです。

B 課長：その理解で問題ないと思うよ。次に財政均衡の範囲を超えて、当年度剰余金が発生するような例、つまり、積立超過であるときの当年度剰余金の計算方法も例を使って説明してくれるかな。

A さん：わかりました。先ほどの例 1 から積立金の額を例 2 のように増やしてみます。

##### 例 2：積立超過により当年度剰余金が発生する例



A さん：例 2 の<今年度の決算結果>を見ると、積立金から別途積立金と数理債務を除いた額は 60 であり、財政悪化リスク相当額の 40 を上回っています。上回った額だけ当年度剰余金が発生するので、例 2 の場合、当年度剰余金は 20 発生します。

B 課長：よく理解できているね。ところで、実は積立超過でなくても当年度剰余金が発生する場合があるんだけど、分かるかな。

A さん：そんなことがあるのですか。それはどのような場合でしょうか。

B 課長：繰越不足金がある場合だよ。例 3 を使って説明してみるね。

### 例3：繰越不足金があり当年度剰余金が発生する例



B 課長：前年度の決算で積立金が数理債務を下回って繰越不足金があった場合は、今年度が積立超過にならなくても当年度剰余金が発生するんだ。例3の<今年度の決算結果>を見ると、積立金と繰越不足金の合計から数理債務を除いた額は30だね。この30の一部は繰越不足金の解消に充てられて、解消された分だけ当年度剰余金が発生するんだ。例3は繰越不足金が20だから当年度剰余金は20発生するというわけだね。

A さん：残りの10は当年度剰余金にはならないのでしょうか。

B 課長：繰越不足金が解消されると例1と同様に財政均衡の状態になるから、財政均衡の範囲を超えるまでは当年度剰余金は発生しなくなるんだ。例3の場合、繰越不足金を解消した後、積立金から数理債務を除いた額の10が、財政悪化リスク相当額の40を下回っているから財政均衡の状態になるね。従って、例3の最終的な当年度剰余金は、繰越不足金の解消に充てられた時の20だけということになるんだ。

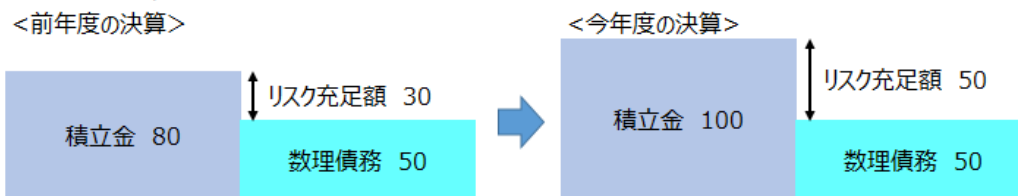
A さん：なるほど。当年度剰余金の計算では、前年度の財政状況も考慮に入れないといけないのですね。

B 課長：さて、最初の例1に戻ってみようか。例1は当年度剰余金が発生しなかったけど、運用は良かったのだから財政は良くなっているよね。どれくらい良くなったか説明できるかい？

A さん：剰余金で説明できないと意外と難しいですね。どう説明すればよいのでしょうか。

B 課長：貸借対照表上の当年度剰余金ではなく、数理債務を超える資産の額の増減を見ると分かるよ。数理債務を超える資産の額をリスク充足額と言うのだけれども、例1だと「積立金－数理債務」で計算されるから例4のようにリスク充足額は30から50が増えて財政がよくなっているね。

### 例4：リスク充足額の増減（例1の場合）



A さん：そういえば、剰余金を活用して掛金の引き下げや給付改善の原資に充てるといった話を聞いたことがあります。これは別途積立金だけでなくリスク充足額を活用することも可能ですか。

B 課長：可能ではあるけど注意が必要だよ。運用状況が悪くなった時などに備えてリスク充足額を十分に確保しておくことは大切だろうし、そもそも財政均衡の範囲とされる財政悪化リスク相当額は20年に1度程度発生する損失に相当する額だから、そういった損失に備えるためにはリスク充足額が十分にある状態が望ましいと言えるね。

A さん：リスクに備えるといった観点もあるのですね。

B 課長：それに今日話した財政上の剰余は、DB制度の継続基準に対応する剰余なんだ。DB制度には非継続基準もあったよね。継続基準を十分に満たしていても非継続基準が抵触しそうになっていることも考えられるから、そういった状況では掛金の引き下げや大幅な給付改善は非継続基準への影響も十分考慮した上で対応すべきだね。

A さん：分かりました。ありがとうございます。

(信託年金営業部 コンサルティング室 数理グループ 石原 秀紀)

企業年金ノート 2024(令和6)年10月号 No.678

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

 **りそな銀行**  
RESONA

りそな銀行(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>